

30全通研 第38号

平成31年1月25日

全通研加盟

通信制高等学校 各位

全国高等学校通信制教育研究会

会長 賀澤 恵 二

(公印省略)

第20回 全通研研修会のお知らせ (一次案内) 「著作権法の改正と通信制高校におけるICTの活用について」

日ごろ全通研の活動につきまして、ご理解ご協力をたまわり、感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、著作権法の一部が改正され、平成31年1月1日に施行されました。文化庁からは、昨年(平成30年)の12月28日付で「教育の情報化等を推進するための著作権法の改正について(通知)」(30文化庁第742号)が各教育機関長に送られています。

ただし、添付資料「著作権法の一部を改正する法律の概要」にありますように、「②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備(第35条等関係)」については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定めることとなっています。現在、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が設置され、権利者・教育関係者・有識者の3者による情報交換・意見交換が行われています。「総合フォーラム」「教育利用の補償金の支払等について」「教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について」「著作権法の解釈に関するガイドラインについて」「補償金制度を補完するライセンス環境について」の5つのフォーラムが、年度内にそれぞれ3~4回開催されます。全通研では、代表として事務局長がオブザーバーとして参加しています。

初等中等教育段階から積極的にICT教育を推進していくための環境整備(使用を分かりやすく平易にする)と権利者・日本文化の保護という観点から、会議が進められています。

そこで、全通研では、著作権の改正と通信制高校におけるICT活用について、下記のとおり、東京と大阪で研修会を開催したいと思います。また、全通研加盟校だけでなく、加盟していない学校にもご案内する予定です。

各校におかれましては、31年度の予算編成の際に、是非参加のための予算化をしていただき、多くの先生方にご参加いただきたいと思います。参加申込等につきましては、来年度にご案内いたします。

記

1 開催日時・会場

【東京開催】

- (1) 日 時 平成31年12月12日(木) 午後1時30分から午後4時30分
- (2) 会 場 学校法人メイ・ウシヤマ学園 ハリウッド美容専門学校
〒106-8541 東京都港区六本木6-4-1 六本木ヒルズハリウッド
電話 03-3408-5020 (代)

【大阪開催】

- (1) 日 時 平成31年12月16日(月) 午後1時30分から午後4時30分
- (2) 会 場 大阪私学会館
〒534-0026 大阪府大阪市都島区網島町6-20
電話 06-6352-3751 (代)

2 研修内容

- (1) 講演 著作権の改正について
講師 文化庁より
- (2) 講演 高等学校通信制教育におけるICT活用について
講師 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム委員
早稲田大学人間科学学術院 准教授 森田 裕介 先生

3 その他 参加費・資料費は不要

4 企画運営 全通研教員研修開発委員会・全通研事務局